

第9回 大分川ダム建設事業費等監理委員会議事要旨

■ 開催概要

開催日：平成28年8月10日（水）

開催場所：国土交通省九州地方整備局大分川ダム工事事務所

■ 審議内容概略

大分川ダム建設事業の進捗状況、事業費・事業工程に関する現時点の状況、コスト縮減及び大分川ダム建設工事での取り組みについて説明し、大分川ダム建設事業費等監理委員会にて審議頂きました。

■ 審議での主な意見

○ダム完成後、地域振興のための利活用方策等について検討をお願いする。

○引き続き一層のコスト縮減に努め、事業工期内に無事故で大分川ダムが完成するようお願いする。

第9回 大分川ダム建設事業費等監理委員会

日時：平成28年8月10日

10:00～11:30

場所：大分川ダム工事事務所

9階会議室

議 事 次 第(案)

1. 開会
2. 大分川ダム工事事務所長 挨拶
3. 島田委員長 挨拶
4. 議 事
 - (1)事業の進捗状況について
 - (2)今後の主な事業実施内容について
 - (3)大分川ダムでのコスト縮減の取り組みについて
 - (4)大分川ダム本体工事での取り組みについて
5. 質疑応答
6. その他
7. 閉会

大分川ダム建設事業費等監理委員会

設立主旨

ダム建設事業は、調査設計段階から、用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至ることから、多種にわたる工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトである。

また、調査開始から完成まで一定期間を要することから、その間の進捗状況や社会情勢の変化により、事業内容の変更及びそれに伴う総事業費の変更が余儀なくされる事例がある。一方、公共事業については、一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められている。

大分川ダムは、昭和62年に建設事業に着手し、これまで用地の取得、工事用道路の整備等本体工事に向けた準備工事を進めてきた。現在、事業は貯水池内の用地取得を完了し、工事用道路の整備も約83%の進捗をみており、転流工の整備を行っている段階である。今後、事業工程はダム本体工事へと移行していく。

このため、大分川ダムにおいては、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関として大分川ダム事業費等監理委員会を設置し、これまでにも増して一層の事業費・工程監理の充実を図るものである。

大分川ダム建設事業費等監理委員会規約

(名称)

第1条 本会の名称は、大分川ダム建設事業費等監理委員会(以下、「委員会」という)とする。

(目的)

第2条 委員会は、大分川ダム建設事業全般における実施状況及び進捗状況等について確認を行い、事業費及び工程監理の一層の充実を図るために大分川ダム工事事務所長(以下「事務所長」という)に対し意見を述べることを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織するものとし、大分川ダム工事事務所長が委嘱し非常勤とする。

- 2 委員会には委員長を置き、委員長は、委員の互選によって選出し、委員会を総括する。
- 3 委員長は、各委員の意見を聞き、必要に応じて委員を増員及び専門家等の招集等を行うことができる。

(委員会の所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 事業の実施状況及び進捗状況の確認
- 二 コスト縮減の方策の検討状況及び実施状況の確認
- 三 上記以外に、委員会が必要と認めた事項

(委員会の開催)

第5条 委員会は、原則として毎年度1回を基本とする。

- 2 前項の外、委員長が必要と認めた場合は隨時開催することが出来る。
- 3 委員会は、事務局又は委員会の発議により委員長が招集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分川ダム工事事務所工務課に置く。

(公表)

第7条 委員会は非公開とし、議事要旨について後日公表する。ただし、委員会が認める場合においてはこの限りではない。

(守秘義務)

第8条 委員は、本委員会により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分ニ以上の同意を得て行うことができるものとする。

(その他)

第10条 本規約に規定していない事項については、必要に応じて委員会で定めることができる。

附 則

- 1 本運営要領は、平成20年10月30日より適用する。

大分川ダム建設事業費等監理委員会 委員名簿

	氏名	現職等
治 水	島田 晋	大分工業高等専門学校 名誉教授
関係機関	阿部 洋祐	大分県 土木建築部長
関係機関	玉衛 隆見	大分市 企画部長

※委員名簿は平成28年8月10日時点のものです。